

○財務省告示第百三十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十七年三月二十六日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年四月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百六 回、第三百七回、第三百八回、 第三百九回、第三百十回、第三 百十一回、第三百十二回及び第 三百十六回）及び利付国庫債券 （二十年）（第四十六回、第六十 四回、第六十九回、第七十二回、 第七十四回、第七十五回、第七 十六回、第七十八回、第八十回、 第八十二回、第八十三回、第八 十五回、第八十八回、第九十一 回、第九十三回及び第九十五回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

五	募入決定の								
六	発行額								
七	払込金額								
八	最低額面金額								
九	振替單位								
十	発行日								
十一	発行価格								
十二	利率								
十三	経過利息の払込み								

各申し込みのうちその応募額を順次さし当てる。その金額は、振替法の規定による最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十七年三月二十六日発行の対象国債のごとく算し、残額を出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に追加する。

式により算出した金額を払込日に払い込むものとす。

各発行対象国債の額面の率前  
 各発行対象国債の額面の率前  
 100 × 各期す日発行の場合は、  
 総額 100 × 各期す日発行の場合は、  
 各発行対象国債の額面の率前

(365)



（利付） （第十三年） （回） （庫債） （券）	（利付） （第十三年） （回） （庫債） （券）	（利付） （第十三年） （回） （庫債） （券）	（利付） （第十三年） （回） （庫債） （券）	（利付） （第十三年） （回） （庫債） （券）	（利付） （第十三年） （回） （庫債） （券）	（利付） （第十三年） （回） （庫債） （券）	名称及び記号
一・二%	〇・八%	一・〇%	一・一%	一・三%	一・三%	一・四%	利率（年）
平成十年 三月二十二日	平成九年 三月二十二日	平成九年 三月二十二日	平成六年 三月二十二日	平成六年 三月二十二日	平成三年 三月二十二日	平成三年 三月二十二日	償還期限
三百三億円	二億円	三百八十五億円	三百七十八億円	三百一十一億円	五百二十一億円	二百六十七億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支  
十九 払場所  
二十 入札参加者  
二十 払込期日

平成二十七年三月二十六日

財務大臣から通知を受けた者

訂正された場合には、訂正後の  
日本銀行（当該単利回り）とする。

年三月二十四日午前九時以前に

（利付第二十八年国庫債券）	（利付第二十八年国庫債券）	（利付第二十八年国庫債券）	（利付第二十七年国庫債券）	（利付第二十七年国庫債券）	（利付第二十七年国庫債券）	（利付第二十七年国庫債券）	（利付第二十七年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十四年国庫債券）	（利付第三十一年国庫債券）
二・一%	二・一%	二・一%	一・九%	一・九%	二・一%	二・一%	二・一%	二・一%	一・九%	二・二%	一・一%
十年平日十成 二三月十七 二十七	日年平 九成 三月二十七	日年平 六成 三月二十七	日年平 六成 三月二十七	日年平 三成 三月二十七	日年平 三成 三月二十七	十年平日十成 二三月十六 二十六	日年平 九成 三月二十六	日年平 三成 三月二十六	日年平 九成 三月二十五	二年平日六成 三月二十二	日年平 六成 三月二十三
六億 円	十五億 円	十六億 円	三十五億 円	十億 円	四億 円	五十億 円	四億 円	五十六億 円	百九十億 円	円千九十七億	二十一億 円

（利付 第二付 百十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（利付 第二付 百十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（利付 第二付 百十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（利付 第二付 八十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（利付 第二付 八十国 十年庫 五）債 回 券 ）
二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %
十年平 日十成 二四 月十 二一	日年平 九成 月四 二十 十一	日年平 六成 月四 二十 十一	日年平 六成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八
億二 円百 二十 五	円百 二十 一 億	円百 四十 七 億	二 億 円	五 億 円